

2. 信用保証料補助制度

市町名	保証料補助の対象融資制度名	保証料補助の対象者	保証料率 (%)	保証料補助率	保証料補助対象期間	保証料補助の方法	備考
津市	津市創業資金融資保証料補給金	三重県における創業・再挑戦アシスト資金融資要綱の規定に基づき、三重県信用保証協会の保証を得て融資を受けた津市の区域内に主たる事務所もしくは事業所を有し、創業後5年未満の者、または新たな事務所もしくは事業所を設置し創業しようとする者	保証協会所定料率	保証協会所定料率	全保証期間	借受人からの申請により、保証料完納後一括して交付。	交付限度額10万円
	津市小規模事業資金融資等に係る補給金	三重県における小規模事業資金融資要綱および小規模借換資金融資要綱の規定に基づき、三重県信用保証協会の保証を得て融資を受けた津市内に主たる事業所または営業所を有する事業者	保証協会所定料率	保証協会所定料率	全保証期間	借受人からの申請により、保証料完納後一括して交付。	
四日市市	四日市市中小企業振興資金(一般融資)	三重県信用保証協会	0%~1.1%	0.8%	全保証期間	毎年4月1日~3月31日の利用実績に基づき、保証協会からの申請により交付	
	四日市市環境改善設備資金		0.15%~1.6%	0.3%			
	四日市市独立開業資金		0.6% (産業競争力強化法による認定特定創業支援事業を受けたことによる証明書を取得したものにあっては0.3%)	0.3% (産業競争力強化法による認定特定創業支援事業を受けたことによる証明書を取得したものにあっては0.6%)			
伊勢市	創業・再挑戦アシスト資金	伊勢市内で創業した事業者で、平成25年4月1日から平成29年3月31日までに左の資金の融資を受けた者	保証協会所定料率	100%	全保証期間	前年の1月1日から12月31日までに償還した融資(貸付条件の指定期日までに償還したものに限り)に係る保証料を補助対象とする。申請に基づき一括して交付する。	
松阪市	三重県小規模事業資金	三重県信用保証協会の保証を得て左記資金の融資を受けた者のうち、市内に主たる事業所又は営業所を有し、市税を滞納していないもの。	保証協会所定料率 (上限25万円)	保証協会所定料率 (上限25万円)	全保証期間	融資が実行された日から起算して1年以内実績報告書を添え交付申請を行う。その後、補助の可否を決定し一括して交付する。	
	三重県創業・再挑戦アシスト資金	三重県信用保証協会の保証を得て、左記資金の融資を受けた者のうち、融資実行時及び補給金申請時において、市内に主たる事業所を有し、または設置しようとする者。 (但し、市税等を完納していること)	保証協会所定料率 (上限10万円)	保証協会所定料率 (上限10万円)	全保証期間	融資が実行された日から起算して1年以内実績報告書を添え交付申請を行う。その後、補助の可否を決定し一括して交付する。	

2. 信用保証料補助制度

市町名	保証料補助の対象融資制度名	保証料補助の対象者	保証料率 (%)	保証料補助率	保証料補助対象期間	保証料補助の方法	備考
鈴鹿市	三重県小規模事業資金	三重県信用保証協会の保証を得て左の資金の融資を受けた者であって、市内に主たる事業所又は営業所を有し、市税を滞納していないもの。	保証協会所定料率	保証協会所定料率 (限度額30万円)	全保証期間	借受人からの申請により、保証料完納後一括して交付。	
	三重県創業・再挑戦アシスト資金	次のいずれにも該当する者 (1)三重県信用保証協会の保証を得て左の資金の融資を受けた者 (2)市内に主たる事業所若しくは営業所を有し、又は設置しようとする者 (3)市税を滞納していない者 (4)創業前又は創業後1年以内に融資を受けた者	同上	保証協会所定料率 (限度額10万円)	同上	同上	
名張市	三重県小規模事業資金 ※借換えは対象外	左の資金の融資を受けた者で、市内に主たる事業所または営業所を有し、市内で1年以上事業を営み、かつ市税を完納している者。	保証協会所定料率	上限68,750円	全保証期間	借受人からの申請により、保証料完納後、一括して交付。	
	三重県創業・再挑戦アシスト資金 ※借換えは対象外	左の資金の融資を受けた者で、市内に主たる事業所または営業所を有し、または設置しようとする者で、かつ市税を完納している者。	保証協会所定料率	上限68,750円	全保証期間	借受人からの申請により、保証料完納後、一括して交付。	
尾鷲市	三重県小規模事業資金及び小規模借換金	三重県信用保証協会の審査を得て、左の資金の融資を受けた市内の中小企業者	保証協会所定料率	100%(上限50万円)	全保証期間	毎月1月から12月までの借受人からの申請により、申請翌年度に一括交付	
	三重県創業・再挑戦アシスト資金	以下の全ての要件を満たしている者 ・平成29年4月1日以降に三重県信用保証協会の審査を得て、左の資金の融資を受けた者であること ・市内に住所を有すること ・市税を滞納していないこと ・市内に主たる事業所を有し、又は、設置しようとする者であること		100%(上限10万円)		創業者(融資が行われた日から三か月以内)からの申請により、随時交付	

2. 信用保証料補助制度

市町名	保証料補助の対象融資制度名	保証料補助の対象者	保証料率 (%)	保証料補助率	保証料補助対象期間	保証料補助の方法	備考
亀山市	三重県小規模事業資金	次のいずれにも該当する小規模事業者 (1)三重県が定める小規模事業資金融資要綱に基づく融資(以下「融資」という。)を受けた者 (2)融資について三重県信用保証協会の保証を受けた者 (3)市内に主たる事務所又は営業所を有する者 (4)市町村税その他市の歳入を滞納していない者	保証協会所定料率	30万円を限度として保証協会の定める保証料の全額に相当する額(100円未満の端数切り捨て)	全保証期間	当該融資に係る貸付期間内に、借受人からの申請書の提出により、内容を審査後、全保証期間分に対する補助額を一括して交付。	
	三重県創業・再挑戦アシスト資金	次のいずれにも該当する者 (1)三重県が定める創業・再挑戦アシスト資金融資要綱に基づく融資(以下「融資」という。)を受けた者 (2)融資について三重県信用保証協会の保証を受けた者 (3)市内に主たる事業所を有し、又は事業所もしくは事務所を設置しようとする者 (4)市町村税その他市の歳入を滞納していない者	保証協会所定料率	15万円を限度として保証協会の定める保証料の額の全額に相当する額(100円未満の端数切り捨て)	全保証期間	当該融資が実行された後3月以内に、借受人からの申請書の提出により、内容を審査後、全保証期間分に対する補助額(上限15万円)を一括して交付。	
鳥羽市	三重県小規模事業資金(鳥羽市小規模事業資金保証料補給補助金)	三重県小規模事業資金融資制度要綱に基づき、協会の審査を得て融資を受けた者	保証協会所定料率	100%	全保証期間	借受人からの申請により、保証料完納後一括して交付。	
	三重県創業・再挑戦アシスト資金(鳥羽市創業・再挑戦アシスト資金保証料補給補助金)	以下のすべてを満たすかた (1)三重県創業・再挑戦アシスト資金要綱に基づき、「創業扱い」、「再挑戦扱い」または「商工会・商工会議所幹旋扱い」として協会の審査を得て融資を受けたかた (2)市内にお住まいのかた (3)市内に主たる事務所を既に有しているか、設置予定のかた	保証協会所定料率	100%	全保証期間	前年に償還した元金の割合に応じて1月末までの借受人からの申請に対して交付。	

2. 信用保証料補助制度

市町名	保証料補助の対象融資制度名	保証料補助の対象者	保証料率 (%)	保証料補助率	保証料補助対象期間	保証料補助の方法	備考
熊野市	・三重県創業・再挑戦アシスト資金 ・三重県信用保証協会の保証付き融資 (熊野市創業支援融資助成事業費補助金)	<b>【若者枠】</b> 左のいずれかの融資を受けた、市内で創業もしくは創業しようとしている20歳以上45歳未満の若者で、市税等を完納している者。(対象融資資金上限は500万円まで、うち運転資金は設備資金を下回る場合のみ200万円まで・償還期間2年以上)	保証協会所定料率	上限額10万円	全保証期間	借受人からの申請により、保証料完納後一括して交付。	若者枠及び女性枠については、融資助成もあり(対象融資資金の4%、上限額は20万円)
		<b>【女性枠】</b> 左のいずれかの融資を受けた、市内で創業もしくは創業しようとしている20歳以上55歳未満の女性で、市税等を完納している者。(対象融資資金上限は500万円まで、うち運転資金は設備資金を下回る場合のみ200万円まで・償還期間2年以上)		上限額20万円			
		<b>【創業・再挑戦アシスト資金枠】</b> 三重県創業・再挑戦アシスト資金融資を受けた、市内で創業もしくは創業しようとしている20歳以上55歳未満の若者で、市税等を完納している者。(対象資金は設備資金のみ・償還期間2年以上)					
いなべ市	三重県創業・再挑戦アシスト資金 (新規創業者資金借入保証料補助金)	市内に居住し、かつ、市税を滞納しておらず、左の資金を活用して新規創業する者で、いなべ市商工会への加入を予定している者。	保証協会所定利率	保証料支払総額の1/3以内 (いなべ市商工会からも同様の補助)	全保証期間	いなべ市商工会からの申請により交付	
志摩市	創業・再挑戦アシスト資金	以下に該当する者 1.令和5年4月1日以降に左の資金に係る融資を受けた者 2.市内に主たる事業所を有し創業後5年未満の者、または、設置し創業しようとする者 3.個人にあつては市内に住所を有すること 4.市税に滞納がないこと	保証協会所定利率	全額 (上限10万円)	全保証期間	借受人から融資実行後3か月以内の申請により、一括して交付。	
伊賀市	伊賀市小規模事業資金等融資制度保証料補助金	補助金の交付の対象となる者は、市内に主たる事業所又は営業所を有する中小企業者のうち、三重県中小企業融資制度の小規模事業資金又は創業・再挑戦アシスト資金の融資を三重県信用保証協会の保証を得て受けたものであって、かつ、市税の滞納がない者。	保証協会所定料率	補助対象費用の額の2分の1に相当する額。 (100円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)	前年度	対象者より、補助対象期間に係る保証料支払済み証明書を含む申請書類の提出があった後に、審査を行い、補助金の額を確定したうえで、交付を行う。	
東員町	三重県創業・再挑戦アシスト資金 (東員町創業・再挑戦アシスト資金保証料補給金助成要綱)	本町の区域内に主たる事業所又は営業所を有し、左の資金の融資を受けた者で、創業後5年未満の者又は新たに事務所若しくは事業所を設置し創業しようとする者で、市税を完納している者	スタートアップ支援の場合0.50%、それ以外の場合NPO法人は0.45%~1.50%、それ以外は0.60%	保証協会所定料率 (限度額10万円)	全保証期間	創業者(融資が行われた日から3か月以内)からの申請により、交付	

2. 信用保証料補助制度

市町名	保証料補助の対象融資制度名	保証料補助の対象者	保証料率 (%)	保証料補助率	保証料補助対象期間	保証料補助の方法	備考
菟野町	三重県小規模事業資金及び小規模借換資金 (菟野町中小企業融資制度に係る保証料補給)	県信用保証協会の保証を得て、左の資金の貸付が実行された中小企業者で、町内に主たる事業所を有し、町税等を完納している者	保証協会所定料率	0.70%以内	全保証期間	指定金融機関より貸付実行後、借受者からの申請により一括して交付。	
	三重県創業・再挑戦アシスト資金 (菟野町創業・再挑戦アシスト資金融資制度に係る保証料補給)	—	保証協会所定料率	—	—	—	
	セーフティネット保証4号に関する融資 セーフティネット保証5号に関する融資 (菟野町新型コロナウイルス関連保証料補給金)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて実施された、以下の融資資金を利用した中小企業者。 (1)セーフティネット保証4号に関する融資 (2)セーフティネット保証5号に関する融資	保証協会所定料率	(1)0.20%以内 (2)0.24%以内	—	—	

2. 信用保証料補助制度

市町名	保証料補助の対象融資制度名	保証料補助の対象者	保証料率 (%)	保証料補助率	保証料補助対象期間	保証料補助の方法	備考
朝日町	三重県小規模事業資金 (朝日町小規模事業資金融資制度保証料補助)	町内に主たる事業所を有し、「三重県小規模事業資金融資要綱」に基づき融資を受けた者で、町税等を完納している者	保証協会所定料率	0.70%以内	全保証期間	借受人が朝明商工会を経て申請し、その内容を審査し、一括して交付。	
川越町	三重県小規模事業資金 (川越町小規模事業資金融資制度保証料補助)	三重県小規模事業資金融資要綱に基づき貸付が実行されており、町内に住所または主たる事業所を有し、町税等を完納しているもの。	保証協会所定料率	0.7%以内	全保証期間	借受人が朝明商工会を経て申請し、その内容を審査し、一括して交付。	
明和町	(1)三重県小規模事業資金 (2)創業・再挑戦アシスト資金	三重県信用保証協会の保証を得て左記融資を受けた者で、次の要件を全て満たす者 (1) 町内に主たる事業所を有している(設置することが確実な場合を含む。)こと (2) 町税を完納している(非課税の場合を含む。)こと (3) 明和町商工会(以下「商工会」という。)に加入している(加入することが確実な場合を含む。)こと (4) 商工会の斡旋を受け、交付対象資金の融資を受けていること	保証協会所定料率	保証料相当額 (20万円を上限とし、予算の範囲内で交付)	全保証期間	借受人が明和町商工会を經由して申請し、その内容を審査して交付	
紀北町	三重県創業・再挑戦アシスト資金 (紀北町創業支援事業保証料補助制度)	以下の要件をすべて満たしている者 ・三重県信用保証協会の審査を得て、左の資金の融資を受けた者であること。 ・町内に住所を有すること ・町税を滞納していないこと ・町内に主たる事業所を融資、または設置しようとするもの	保証協会所定料率	保証協会所定料率の 1/2 (上限16.万5千円)	全保証期間	借受人からの申請により完納後交付	